

報告 4 号

議案第 89 号

長野市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例(案)
要綱

教育委員会事務局文化財課

事 項	説 明								
1 改正の理由	教育委員会の附属機関を新たに設置することに伴い、改正するもの								
2 改正の内容	<p>教育委員会の附属機関に次に掲げる協議会を加える（別表関係）。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>担任する事務</th> <th>委員の定数</th> <th>委員の任期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長野市文化財保存活用地域計画協議会</td> <td>教育委員会の諮問に応じ、長野市文化財保存活用地域計画の作成及び変更並びに円滑な実施に関する事項について調査及び審議すること。</td> <td>15人以内</td> <td>2年</td> </tr> </tbody> </table>	名称	担任する事務	委員の定数	委員の任期	長野市文化財保存活用地域計画協議会	教育委員会の諮問に応じ、長野市文化財保存活用地域計画の作成及び変更並びに円滑な実施に関する事項について調査及び審議すること。	15人以内	2年
名称	担任する事務	委員の定数	委員の任期						
長野市文化財保存活用地域計画協議会	教育委員会の諮問に応じ、長野市文化財保存活用地域計画の作成及び変更並びに円滑な実施に関する事項について調査及び審議すること。	15人以内	2年						
3 施行期日	令和4年1月1日から施行する。								
4 審議状況	<table> <tbody> <tr> <td>(1) 法規審査委員会の決定</td> <td>8月10日</td> </tr> <tr> <td>(2) 庁議の決定</td> <td>8月18日</td> </tr> </tbody> </table>	(1) 法規審査委員会の決定	8月10日	(2) 庁議の決定	8月18日				
(1) 法規審査委員会の決定	8月10日								
(2) 庁議の決定	8月18日								

長野市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例―(案)―

長野市執行機関の附属機関の設置等に関する条例（平成27年長野市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表の2に次のように加える。

長野市文化財保存活用地域計画協議会	教育委員会の諮問に応じ、長野市文化財保存活用地域計画の作成及び変更並びに円滑な実施に関する事項について調査及び審議すること。	15人以内	2年
-------------------	--	-------	----

附 則

この条例は、令和4年1月1日から施行する。

長野市執行機関の附属機関の設置等に関する条例 新旧対照表

改正後				改正前			
○長野市執行機関の附属機関の設置等に関する条例 平成27年3月27日長野市条例第3号				○長野市執行機関の附属機関の設置等に関する条例 平成27年3月27日長野市条例第3号			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
1 略				1 略			
2 教育委員会の附属機関				2 教育委員会の附属機関			
名称	担任する事務	委員の定数	委員の任期	名称	担任する事務	委員の定数	委員の任期
長野市教育支援委員会	略	略	略	長野市教育支援委員会	略	略	略
長野市立図書館基本計画策定委員会	略	略	略	長野市立図書館基本計画策定委員会	略	略	略
長野市文化財保存活用地域計画協議会	教育委員会の諮問に応じ、長野市文化財保存活用地域計画の作成及び変更並びに円滑な実施に関する事項について調査及び審議すること。	15人以内	2年	(新設)			
3 略				3 略			